会社法第 782 条第 1 項に定める事前備置書類
（吸収分割に関する事前備置書類）

2021 年 5 月 24 日

グリー株式会社

2021 年 5 月 24 日

会社法第 782 条第 1 項に定める事前備置書類
（吸収分割に関する事前備置書類）

東京都港区六本木六丁目 10 番 1 号
グリー株式会社
代表取締役会長兼社長　田中良和

ファンプレックス株式会社（以下「ファンプレックス」といいます。）及びグリー株式会社（以下「グリー」といいます。）は、2021 年 5 月 10 日付吸収分割契約を締結し、グリーを吸収分割会社、ファンプレックスを吸収分割承継会社として、グリーの、Japan Game 事業本部ライセンス事業部が行っている一切の事業及び Japan Game 事業本部 Japan Game 2 部が行っている事業のうち、タレント事業に関して有する権利義務を、2021 年 7 月 1 日（以下「効力発生日」といいます。）を効力発生日として、ファンプレックスに承継させる吸収分割（以下「本吸収分割」といいます。）を行うことにいたしました。

本吸収分割を行うに際して、会社法第 782 条第 1 項及び会社法施行規則第 183 条により開示すべき事項は、以下のとおりです。

1. 吸収分割契約の内容（会社法第 782 条第 1 項）

別紙 1 に記載のとおりです。

2. 会社法第 758 条第 4 号に掲げる事項についての定めの相当性に関する事項（会社法施行規則第 183 条第 1 号）

ファンプレックスは、グリーに対し、本吸収分割に際し、前項の「吸収分割契約書」に基づき承継する権利義務の対価を支払いませんが、グリーはファンプレックスの完全親会社でありグループ内再編であるため相当であると判断しております。

3. 会社法第 758 条第 8 号に関する事項（会社法施行規則第 183 条第 2 号）

該当事項はありません。

4. 会社法第 758 条第 5 号及び第 6 号に掲げる事項についての定めの相当性に関する事項（会社法施行規則第 183 条第 3 号）

該当事項はありません。

5. 吸収分割承継会社についての次に掲げる事項（会社法施行規則第 183 条第 4 号）

(1) 最終事業年度の末日における貸借対照表の内容

別紙 2 に記載のとおりです。

(2) 最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

該当事項はありません。

6. 吸収分割会社についての次に掲げる事項（会社法施行規則第 183 条第 5 号）

(1) 最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

該当事項はありません。

7. 吸収分割が効力を生ずる日以後における吸収分割会社の債務及び吸収分割承継会社の債務の履行の見込みに関する事項（会社法施行規則第 183 条第 6 号）

(1) 吸収分割会社について

グリーの 2020 年 6 月 30 日現在の貸借対照表における資産及び負債の額は、それぞれ 112,251 百万円及び 10,470 百万円です。本吸収分割によって、効力発生日においてグリーがファンプレックスに承継させる予定の資産及び負債の見込額は、それぞれ 1,648 百万円及び 1,498 百万円であり、本吸収分割後におけるグリーの資産および負債の見込額は 110,603 百万円及び 8,972 百万円です。

また、グリーにおいて、債務の支払能力に問題はなく、2020 年 6 月 30 日時点以降本日に至るまで、グリーの資産及び負債並びにグリーがファンプレックスに承継する資産及び負債に重大な変動は生じておらず、本吸収分割の効力発生日までにおいても、重大な変動を生じさせる事態は現在のところ予測されておりません。

以上より、本吸収分割の効力発生日以後においても、グリーの債務の履行の見込みに問題はないものと判断しております。

(2) 吸収分割承継会社について

ファンプレックスの 2020 年 6 月 30 日現在の貸借対照表における資産及び負債の額は、それぞれ 816 百万円及び 336 百万円です。

本吸収分割によって、ファンプレックスがグリーから承継する予定の資産及び負債の見込額は、それぞれ 1,648 百万円及び 1,498 百万円であり、本吸収分割後におけるファンプレックスの資産および負債の見込額は 2,464 百万円及び 1,834 百万円です。

また、ファンプレックスにおいて、債務の支払能力に問題はなく、2020 年 6 月 30 日時点以降本日に至るまで、ファンプレックスの資産及び負債並びにファンプレックスがグリーから承継する資産及び負債に重大な変動は生じておらず、本吸収分割の効力発生日までにおいても、重大な変動を生じさせる事態は現在のところ予測されておりません。

以上より、本吸収分割の効力発生日以後においても、ファンプレックスが負担する債務の履行の見込みに問題はないものと判断しております。

8. 上記 1 から 7 に掲げる事項に変更が生じた場合の変更後の当該事項

上記 1 から 7 に掲げる事項に変更が生じた場合には、別途書面を備え置いて開示することとします。

以上

別紙 1

吸収分割契約の内容

吸収分割契約書

グリー株式会社（以下「甲」という。）及びファンプレックス株式会社（以下「乙」という。）は、以下のとおり吸収分割契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第1条　（本会社分割）

甲及び乙は、本契約の規定に従い、本効力発生日（第 5 条において定義する）をもって、甲を吸収分割会社、乙を吸収分割承継会社として、甲の営む以下の事業（以下「分割対象事業」という。）に関して有する第 3 条第 1 項所定の権利義務を、吸収分割（以下「本会社分割」という。）の方法により乙に承継させる。

（1）　甲の Japan Game 事業本部ライセンス事業部が行っている一切の事業
（2）　Japan Game 事業本部 Japan Game 2 部が行っている事業のうち、タレント事業

第2条　（会社分割をする当事者の商号及び住所）

本会社分割に係る吸収分割会社と吸収分割承継会社の商号及び住所は、以下のとおりである。

（1）　吸収分割会社
甲：商号　グリー株式会社
住所　東京都港区六本木 6-10-1 六本木ヒルズ森タワー

（2）　吸収分割承継会社
乙：商号　ファンプレックス株式会社
住所　東京都港区六本木 6-10-1 六本木ヒルズ森タワー

第3条　（承継する権利義務等）

1. 乙は、本会社分割により、甲から、本効力発生日において、甲が分割対象事業に関して有する別紙「承継権利義務明細書」記載の権利義務（以下「承継対象権利義務」という。）を承継する。但し、その承継につき関係官庁、共有者その他の関係者の許認可、承諾等を要するものについては、当該許認可、承諾等の取得を条件とする。
2. 本会社分割に伴う甲から乙への債務の承継は、免責的債務引受けの方法による。
3. 甲は、承継対象権利義務について、契約不適合責任又は補償義務を負わず、また、乙に対しに何らの表明保証を行わない。
4. 承継対象権利義務の承継に関する登記、登録等の手続に要する費用その他承継対象権利義務の承継に関して必要となる費用は、甲の負担とする。

第4条　（本会社分割に際して交付する金銭等）

乙は、本会社分割に際し、承継対象権利義務の対価を支払わない。

第5条　（本会社分割の効力発生日）

本会社分割がその効力を生ずる日（以下「本効力発生日」という。）は、令和 3 年 7 月 1 日とする。但し、甲及び乙は、本会社分割の手続進行上の必要性その他の事由により必要がある場合には、協議の上、本効力発生日を変更することができる。

第6条　（会社分割の承認）

1. 甲は、会社法第 784 条第 2 項の規定に基づき、同法第 783 条第 1 項の株主総会決議による本契約の承認を受けることなく本会社分割を行う。
2. 乙は、会社法第 796 条第 1 項の規定に基づき、同法第 795 条第 1 項の株主総会決議による本契約の承認を受けることなく本会社分割を行う。

第7条　（競業避止義務）

甲は、乙が承継する分割対象事業について、競業避止義務を負わないものとする。

第8条　（会社財産の管理等）

甲及び乙は、本契約締結後、本効力発生日に至るまでの間、善良なる管理者の注意義務をもって分割対象事業にかかる業務の運営及び財産の管理を行い、本会社分割に重大な影響を及ぼす行為については、あらかじめ甲及び乙が協議し、合意の上、これを行う。

第9条　（会社分割条件の変更及び本契約の解除）

本契約締結後、本効力発生日に至るまでの間において、天変地異その他の事由により甲若しくは乙の資産状態若しくは経営状態に重大な変動が生じたときその他本会社分割の目的の達成が困難となったときは、甲及び乙が協議の上、会社分割条件を変更し、又は本契約を解除することができる。

第10条　（本契約の効力）

本契約は、本件効力発生日の前日までに、本会社分割の実行のために必要となる関係官庁の認可・許可・登録・承認等が得られなかったときは、その効力を失うものとする。

第11条　（本契約に定めのない事項）

本契約に定める事項のほか、本会社分割に関して必要な事項については、本契約の趣旨に従い、甲及び乙が協議の上、これを決定する。

本契約締結の証として本書 2 通を作成し、甲乙が記名押印のうえ、各自 1 通を保管する。

令和 3 年 5 月 10 日

甲：東京都港区六本木 6-10-1 六本木ヒルズ森タワー
　　グリー株式会社
　　代表取締役会長兼社長　田中　良和

乙：東京都港区六本木 6-10-1 六本木ヒルズ森タワー
　　ファンプレックス株式会社
　　代表取締役社長　下村　直仁

別紙

承継権利義務明細書

本会社分割により、乙が甲から承継する資産及び負債は、本効力発生日における以下の資産及び負債とする。

1. 承継する資産

(1) 流動資産

① 現金

令和 3 年 5 月 10 日現在の分割対象権利義務等に基づいて算出される額（371,295,719 円）を基礎とし、本効力発生日に至るまでの増減を加除した金額

② 分割対象事業にのみ属する前払費用、繰延資産

③ 分割対象事業にのみ属する、乙の運用するゲームタイトルに係る資金決済に関する法律に基づく供託金返還請求権

(2) 固定資産

① 有形固定資産

分割対象事業にのみ属する商品、オフィス設備、コンピューターハードウェアその他の動産

② 無形固定資産

(i) 分割対象事業にのみ属する長期前払費用

(ii) 分割対象事業にのみ属する顧客台帳及び顧客情報その他の書類、記録及び情報

(iii) 分割対象事業にのみ属する商標権及び著作権その他の一切の知的財産権（登録を受ける権利を含む。但し、特許権（特許を受ける権利を含む）を除く。）

2. 承継する負債

(1) 流動負債

分割対象事業にのみ属する前受金、繰延負債

(2) 固定負債

なし

3. 契約上の地位及び当該契約に基づく権利義務

(1) 雇用契約

なし

(2)　その他の契約

分割対象事業にのみ属する売買に関する契約、業務委託に関する契約、リース契約、著作物使用許諾契約、その他一切の契約（雇用契約を除く。）に係る契約上の地位及びこれらの契約に基づき発生した一切の権利義務のうち法令上承継可能なもの。但し、当該契約上、本会社分割による契約上の地位及び権利義務の移転が認められないものについては、本効力発生日の前日までに本会社分割による契約上の地位及び権利義務の移転について契約の相手方から承諾が得られなかったものを除く。

4.　許認可

分割対象事業にのみに属する免許、許可、認可、承認、登録、届出等のうち法令上承継が可能なもの

以上

別紙２

ファンプレックス株式会社の最終事業年度における貸借対照表表の内容

ファンプレックス株式会社の最終事業年度（令和２年６月３０日現在）における貸借対照表

（単位：千円）

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	**813,190**	**流動負債**	**336,383**
現金及び預金	491,873	未払金	210,146
売掛金	288,937	未払費用	9,033
前払費用	2,200	未払法人税等	24,176
未収入金	4,276	未払消費税	48,113
立替金	702	預り金	6,014
預け金	25,200	賞与引当金	38,898
		固定負債	**720,000**
固定資産	**2,463**	長期借入金	720,000
有形固定資産	**1,319**	**負債合計**	**336,383**
工具、器具及び備品	2,026	**純資産の部**	
減価償却累計額	△706	**株主資本**	**△240,729**
無形固定資産	**1,144**	**資本金**	**310,000**
ソフトウェア	1,144	**利益剰余金**	**△550,729**
		その他利益剰余金	△550,729
		繰越利益剰余金	△550,729
		純資産合計	**△240,729**
資産合計	**815,654**	**負債純資産合計**	**815,654**